重点事項推進WG横断的制度分野担当SW:資格制度見直し調査票

1. 資格の名称	弁護士
2. 所管府省庁	法務省
3登録・入会制度について ①登録者数	22,047人(平成18年3月1日現在)
②登録先	日本弁護士連合会
③登録審査の実施者	入会しようとする弁護士会(資格審査会の議決に基づく必要)及び日本弁護士連合会(資格審査会の議決に基づく必要)
④入会の強制有無	有
⑤団体の法的根拠	弁護士会…弁護士法第32条 日本弁護士連合会…弁護士法第45条第1項
⑥強制加入としている場合のその理由	資格者に対する指導・監督を十分に及ぼすための基盤とするため 弁護士及び弁護士法人の品位を保持し、資格者団体の指導により業務の改善進歩を図るため
⑦設立の目的	弁護士会…弁護士及び弁護士法人の品位を保持し、その事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと 日本弁護士連合会…弁護士会に同じ
4. 報酬規定について ①報酬規定の有無 有の場合の記載箇所(根拠法令)と規定する理由	無(ただし、顧客への報酬の説明義務等を課す日本弁護士連合会会規「弁護士の報酬に関する規程」はある。)
②報酬の目安となる規定やガイドライン等がある場合、その記載箇所とその内容	日本弁護士連合会において、一般的な事件を受任した場合の報酬について、弁護士にアンケートを実施し、その結果を「市民のための弁護士報酬の目安 [2005年度 アンケート結果版]」として発表。
③報酬の現状 (規定をなくした場合の報酬の推移など)	上記アンケート結果のとおり。 なお、従前の報酬規程は広い例外と弁護士の裁量を認めたものであったため、実際の報酬額は報酬規程に示されている具体的金額から離れたものが多いという状況にあった。そのため、報酬規程廃止後の報酬の推移については、これを推し量るデータがなく、不明である。
5. 広告規制について ①広告規制の有無 有の場合その記載箇所、内容及び規制の理由	有 日本弁護士連合会会規「弁護士の業務広告に関する規程」 弁護士の品位及び信用を保持するため

6. 資格取得試験について ①試験について規定する根拠法令	司法試験法(昭和24年法律第140号)
②受験者及び合格者数の推移(10年間)	司法試験第二次試験についての合格者数(受験者数)＝平成8年度734(21921), 9年度746(23592), 10年度812(26759), 11年度1000(29890), 12年度994(31729), 13年度990(34117), 14年度1183(41459), 15年度1170(45372), 16年度1483(43367), 17年度
③合格率が大幅に変わっている場合その理由	
④現状の資格保有者の過不足とその必要数に向けての対応	法曹人口が，我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり，今後の法的需要の増大をも考え併せると，法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ，法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら，平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3000人程度とすることを目指すこととされている(司法制度改革審議会意見書・司法制度改革推進計画)。
⑤資格取得の容易化について、検討している場合その内容(科目の積上げ、再受験の既合格科目の免除、試験問題の公表、持ち帰りなど)	新旧いずれの司法試験についても，法務省ホームページにQ＆Aを掲載し，試験の手続や内容等について周知を図っている。 平成18年から実施される新司法試験については，法務省ホームページに，出題形式，問題別配点，出題方針，採点及び成績評価等の実施方法・基準等を掲載しているほか，具体的な出題のイメージ(サンプル問題等)を公表し，さらに，平成17年度に法科大学院課程を修了する見込みの者(平成18年の新司法試験の受験が見込まれた者)を対象としてプレテスト(模擬試験)を実施した。また，本試験終了後には，受験者による問題の持ち帰り，法務省ホームページでの問題の公表を予定しており，合格発表後には，正解・出題の趣旨等を公表することとしているほか，希望者に対し，成績通知を行うこととしている。 旧司法試験についても，出題方針，合否判定方法・基準，過去の問題・正解・出題の趣旨等を公表しているほか，受験者による問題の持ち帰り，法務省ホームページ上での問題の公表を行っている。さらに，第二次試験の合格発表後には，希望者に対し，成績通知を行っている。また，第一次試験に合格した者に対しては，その後第一次試験が免除され，第二次試験の筆記試験(短答式及び論文式)に合格した者に対しては，次回の第二次試験の筆記試験が免除される。
⑥関連・類似資格等と統合や試験科目の共通化、免除している場合その内容	
⑦受験資格について、特定の者に優遇される特例措置の有無とその内容	旧司法試験の第一次試験は，学校教育法に定める大学(短期大学を除く。)に2年以上在学し，司法試験委員会が定める単位を修得した者等については免除される。
7. 罰則規定について ①懲戒処分権者	所属弁護士会及び日本弁護士連合会
②懲戒の内容	戒告、2年以内の業務の停止、退会命令、除名
③懲戒となる行為	弁護士法違反、所属弁護士会又は日本弁護士連合会の会則違反、所属弁護士会の秩序又は信用を害する行為、品位を失うべき非行

④資格者団体による懲戒（法的な懲戒処分との整合）	上記のとおり（法務省は懲戒権を持たない）
⑤資格者団体による懲戒となる行為	—
8. 免許の更新 ①更新制度の有無	無
②定期的な講習等の有無その内容および頻度	資格の得喪にかからしめられた講習はないが、弁護士会及び日本弁護士連合会において、各種研修を実施（例えば、日本弁護士連合会は、「日弁連研修センター」を設置している。）。

【記入要領】

1. 資格の名称

2. 所管府省　府省庁名及び所管部署をご記入ください。

3. 登録入会制度

①② 登録されている有資格者数、登録している協会・省庁をご記入ください。

③登録の審査を行っている所管

④資格者団体への入会の強制の有無をご記入ください。

⑤資格者団体の設置についての根拠法令

⑥④において、強制加入としている場合の理由

⑦資格者団体を設置する目的

4. 報酬規定について

①報酬規定がある場合は、その規定されている文書をご記入ください。かつて存在した場合には、その撤廃時期とその規定されていた文書をご記入ください。

②現状で報酬の目安とされる規定や報酬に関するガイドラインなどがある場合は、その記載箇所と内容をご記入ください。

③報酬の最近の推移をご記入ください。

5. 広告規制について

①広告規制の有無と 規制がある場合のその記載箇所と内容、理由をご記入ください。

6. 資格取得試験について

①試験について規定する根拠法令をご記入ください。

②受験者及び合格者数の最近10年間分の推移をご記入ください。

③合格率が大幅に変わった時期がある場合その理由ご記入下さい。

④現状の資格保有者が社会的なニーズに対しての過不足の状況とその必要数に向けて何らかの対応を行っている場合は、その内容をご記入ください。

⑤資格を取得することを容易にするための対応状況や、現在検討している内容があれば、ご記入下さい。

⑥関連類似資格等と統合や試験科目の共通化、免除などをおこなっている場合その内容をご記入ください。

⑦受験資格について、特定の者が優遇される(試験の免除など)特例措置の有無とその内容をご記入ください。

7. 罰則規定について

①違反者等に対する懲戒処分を行う処分権者

②懲戒処分の種類とその内容

③懲戒処分となる行為

④資格者団体による懲戒の種類とその内容

⑤②による法的な懲戒処分と④による懲戒処分をどのように整合させているか。

8. 免許の更新

①免許の更新制度の有無

②定期的な講習の実施やその頻度及び①の免許の更新とのつながりをご記入ください。

弁護士制度の概要

1　職務

弁護士は，当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱によって，民事，刑事その他の訴訟事件，非訟事件及び行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする（弁護士法第３条）。

その具体的内容としては，例えば，

○　裁判手続を通じた事件処理

○　裁判手続以外における様々な紛争処理（弁護士会が設置している法律相談センターや地方公共団体等での法律相談，弁護士会の運営する仲裁センターや日本弁護士連合会（以下，「日弁連」という。）が弁理士会と合同で設立した工業所有権仲裁センターでの活動等）

○　法的紛争を未然に防止する予防的法律業務（契約書の作成や遺言書の作成の代理，様々な法的助言，あるいは，相手方との関係修復を目的とした交渉等の代理）

○　刑事事件においては，刑事法廷での活動のほか，被疑者段階での弁護活動（例えば，当番弁護士制度）

などがあり，弁護士又は弁護士で構成される弁護士法人でない者が報酬を得る目的で法律事件に関する法律事務の取扱いを業とすることは禁止されている（同法第７２条）。

2　資格，規律等

このような職務の重要性にかんがみ，弁護士の資格は司法修習生の修習を終えた者など一定の範囲の者に限定されるとともに（同法第４条，第５条），職務の誠実適正な遂行を確保するため，厳格な規律に服する（同法第２２条，第２３条，第２６条等）。

3　指導，監督等

弁護士となるには，日弁連に備えられた弁護士名簿に登録されなければならず（同法第８条），弁護士は，当然に日弁連及び弁護士会の会員となる（同法第３６条，第４７条）。全国には５２の弁護士会があり（東京に３会あるほかは地方裁判所と同様の地），日弁連はその連合体である。

弁護士に対する指導，監督及び懲戒等は，日弁連及び弁護士会が行い（同法第３１条，第４５条，第５６条，第６０条等），行政機関が弁護士又は弁護士会に対して監督等を行うことはない（いわゆる弁護士自治）。

4　人員等

平成１８年３月１日現在，弁護士は２２，０４７名であるが，その約５５パーセントが首都圏（一都三県）に，約１８パーセントが京阪神におり，他方，平成１７年１２月２６日現在，地裁の支部の管轄区域内に弁護士が全くいない区域が１０，１人のみの地域が３６ある。